

コーポレートガバナンスに関する基本方針



株式会社モスフードサービス

前 文

当社グループは、「人間貢献・社会貢献」の経営理念のもと、お客様に「おいしさ、安全、健康」という考え方を大切にした商品を「真心と笑顔のサービス」とともに提供することによって、経営ビジョン「食を通じて人を幸せにすること」の実現に一貫して取り組んでおります。

当社グループでは、昭和47年に第1号店「モスバーガー成増店」を出店した当時から、地域との密着を重視し、お客様のみならず地域の皆様からも「感謝される仕事をしよう」という創業の心を大切にし続けてまいりました。商品を単に提供するのではなく、手間ひまはかかるけれども、本当においしく安全で体に良いものを食べていただき、清潔で居心地のよいお店、心のこもった暖かなおもてなしによって、お客様に幸せなひとときをお届けすることを使命とし、商品作りや店舗設計等を行う際にも、経営理念、創業の心、そして基本方針を大切にして、「モスらしさ」を失うことのないよう常に心がけております。

モスバーガーのお店では、全国約2万5千人の店長、社員、キャスト（アルバイト）が、こうした理念等を共有して日々働いており、同じベクトルを持つ「モスが大好き」な人たちによる深い相互信頼の結びつきでお店は成り立っています。

当社とフランチャイジーとの関係についても、当社の理念・創業の心・基本方針に共感できるかどうか、心から通じ合う信頼関係を築くことができるかどうかということは何よりも条件として、フランチャイズ契約を締結しております。

当社の主要食材を提供していただいております、お取引先様につきましても、創業時から協力して苦勞を分かち合い、当社のオリジナリティあふれる商品を共に世に送り出してきた大切なパートナーであります。

以上のとおり、当社グループの企業価値の源泉は、「人間貢献・社会貢献」という経営理念、「感謝される仕事をしよう」という創業の心と基本方針にこそ存するものです。経営理念「人間貢献・社会貢献」には、「お客さまや地域社会と深く結びつき、真心をこめたサービスを提供することを通じて社会に貢献しよう。」の意味を込めており、これらの理念等を深く共有し賛同してくださるお客さま、当社グループで働くすべての人、加盟店、取引先、地域社会といったすべてのステークホルダーの皆様提供した価値の総和こそが企業価値であると考えております。そして、ステークホルダーの皆様に対する責任を果たし、「価値ある企業」として支持され続けることができれば、自ら株主の皆様に対する責任も果たすことができ、株主価値の最大化にもつながると考えております。

当社グループは、適切な情報開示に基づくステークホルダーの皆様との建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値・株主価値の向上を実現するために、より良いコーポレートガバナンスをさらに追求してまいります。

2018年11月26日

株式会社モスフードサービス取締役会

序章 総則

このコーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、本基本方針といいます）は、当社グループがより良いコーポレートガバナンスを常に追求することを通じて、「経営理念」と「経営ビジョン」を実現し、堅実な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としています。

1. 経営方針

私たちモスフードサービスは、経営理念「人間貢献・社会貢献」と、創業の心、基本方針、経営ビジョンの4つの言葉から構成される理念体系を定めています。この4つの言葉は、私たちが企業として掲げるものであると同時に、モスグループで働くすべての人間が大切にすもの心そのものです。

- (1) 経営理念 人間貢献・社会貢献
お客さまや地域社会と深く結びつき、
真心をこめたサービスを提供することを通じて社会に貢献しよう。
- (2) 創業の心 感謝される仕事をしよう
- (3) 基本方針 お店全体が善意に満ちあふれ、誰に接しても
親切で優しく明るく朗らかで、キビキビした行動、清潔な店と人柄、
そういうお店でありたい。
「心のやすらぎ」「ほのぼのとした暖かさ」を
感じていただくために努力しよう。
- (4) 経営ビジョン 食を通じて人を幸せにすること

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの企業価値の源泉は、「人間貢献・社会貢献」という経営理念、「感謝される仕事をしよう」という創業の心と基本方針にこそ存するものです。経営理念「人間貢献・社会貢献」には、「お客さまや地域社会と深く結びつき、真心をこめたサービスを提供することを通じて社会に貢献しよう。」の意味を込めており、人間と社会を切り離すことができないひとつの言葉として定義し、さらにその先にいるすべてのステークホルダーへの貢献も意味しています。当社では、これらの理念等を深く共有し賛同してくださるお客さま、当社グループで働くすべての人、加盟店、取引先、地域社会といったすべてのステークホルダーの皆様提供した価値の総和こそが企業価値であると考えております。そして、ステークホルダーの皆様に対する責任を果たし、「価値ある企業」として支持され続けることができれば、自ら株主の皆様に対する責任も果たすことができ、株主価値の最大化にもつながると考えております。

当社グループは、適切な情報開示に基づくステークホルダーの皆様との建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値・株主価値の向上を実現するために、より良いコーポレートガバナンスをさらに追求してまいります。

3. コーポレートガバナンス体制

- (1) 取締役会は、重要な業務執行の意思決定を通じて執行役員を兼務する取締役（以下、本章においては業務執行取締役といいます）の業務執行を監督し、業務執行取締役は、取締役会の監督の下、マネジメント機能を推進し、独立社外取締役および監査役また

は監査役会は互いに連携してモニタリング機能の強化を図っております。

- (2) 当社では、全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する実働組織として、全社的リスクのマネジメントを行う「リスク・コンプライアンス委員会」及びディスクロージャーの信頼性リスクのマネジメントを行う「内部統制委員会」を設置しております。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べることができます。
また、内部監査部門、リスク・コンプライアンス部門を担当する役員は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告することとされております。なお、当該報告は取締役会の中で実施されることを妨げません。
- (3) 当社では、独立社外取締役と独立社外監査役の全員（以下、独立役員と総称します）で構成する独立役員会を年4回定期的に、かつ必要に応じ随時開催しています。独立役員会は、監査役および監査役会と連携するために常勤監査役の出席を求めることができます。
- (4) 独立役員会の議長は独立社外取締役とし、互選により独立社外取締役の中から議長を決定します。議長は独立役員会で提起された事項について取締役社長と定期的に協議するものとします。
- (5) 当社では、取締役および監査役の候補者については、取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会がそれらの候補者として（監査役候補者については監査役会の同意を得たうえで）決定しております。
- (6) 取締役の業績報酬については、取締役会が承認した各取締役の業績評価に基づき、役員報酬に関する内規の範囲内で、取締役会決議により決定しております。
- (7) 前二項の手続きにおける公正性および透明性を確保するため、独立役員会を取締役および監査役の候補者の指名、並びに取締役報酬に関する代表取締役社長の諮問機関とし、任意の指名・報酬委員会として位置付けております。
- (8) 前項の諮問に対する答申内容を決定する独立役員会の決議は、独立役員のみで行います。

4. 本基本方針の位置付け

- (1) 本基本方針は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」と並び、法令・定款に次ぐ当社グループの最上位の基本方針であります。
- (2) 当社グループの各社が新たに社内規程および社内規則（以下、社規といいます）を制定する場合は、本基本方針の主旨とその精神を踏まえ、決してそこから逸脱することがあってはなりません。

第1章 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。

1. 株主総会

- (1) 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主が適切に議決権を行使できるよう、次のとおり環境を整備してまいります。
 - ①株主の適切な判断に資すると考えられる情報については、適時適切に開示します。

- ②株主が株主総会議案に関する十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期開示・発送に努めます。
 - ③株主総会は、集中日を回避して開催します。
 - ④議決権電子行使プラットフォームの利用および英訳版招集通知の開示等により、円滑に議決権を行使できるよう適切に対応します。
- (2) 取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案議案について、総会終了後に反対要因の分析を行ない、必要に応じて対応等を検討いたします。
 - (3) 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合、株主の利益を損なうことのないよう、独立社外役員の独立した客観的立場からの意見、助言を尊重いたします。
 - (4) 当社は、株主提案権その他の少数株主権の権利行使に対しては、その権利が実質的に確保されるよう適切に対応いたします。
 - (5) 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望した場合は、信託銀行等と対応について検討いたします。
 - (6) 当社は、上記各項目についてガイドライン（株主総会運営ガイドライン）を策定し、適切な株主総会の運営に努めております。

2. 資本政策

- (1) 当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、資金効率の向上を図り、キャッシュフロー創出力を高めてまいります。そして、創出したキャッシュは、成長投資に最優先で活用していくこととします。ただし、資本コストを意識したROEの目標水準、手元キャッシュ水準、財務健全性等を総合的に勘案しつつ、安定的に株主還元を行ってまいります。
また、政策の実施にあたっては、その必要性・合理性を検討し、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。
- (2) 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）を実行する場合には、当社は、既存の株主の権利を不当に害することのないよう、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している社外取締役を含む取締役会においてその必要性・合理性を慎重に検討するほか、株主に十分な説明を行うとともに必要かつ適正な手続を確保いたします。
- (3) 当社は、いわゆる買収防衛策の導入は行っていません。ただし、当社株式の大量取得行為を行うとする者に対しては、当該買付けに関する情報の開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見等とともに公表するなどして、株主の皆様が当該買付けについて適切な判断を行うための情報の確保に努めるとともに、その判断のために必要な時間を確保するように努めるなど、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じる所存であります。

また、当社は、定款第17条において買収防衛策の基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨を規定しており、今後、経営環境の変化その他の状況に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するためには買収防衛策が必要と判断した場合には、同条の規定に基づき所要の手続きを経た上で買収防衛策を導入するこ

とを検討いたします。

3. 政策保有株式

- (1) 当社は、中長期的な企業価値向上の実現には様々な企業との協力が必要と考えています。その観点から、取引先との安定的かつ長期的な取引関係の構築、または業務提携もしくは協同ビジネスの円滑な展開のために、当該取引先等の株式等を政策的に取得し保有することができるものとし、(この政策的に保有する株式等については、以下、本章においては政策保有株式といいます)。
- (2) 当社は、直近の事業年度末の状況に照らし、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、配当や時価、取引利益等を資本コストとの対比によって検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直すものとし、この結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分または縮減の検討を行うものとし、(この結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分または縮減の検討を行うもの)といたします。
- (3) 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、その行使に関する基準をガイドライン(参考書類①)として策定しており、当該ガイドラインに従ってこれを適切に行うものといたします。
- (4) 当社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)から売却等の意向が示された場合は、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行わず、適切に売却に対応いたします。

4. 関連当事者間の取引

- (1) 当社グループがその役員および主要株主等との取引(以下、本章においては関連当事者取引といいます)を行う場合は、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することがないように、業務分掌職務権限基準に従って、関連当事者取引のうち重要なものまたはその性質に照らして必要なものについては、あらかじめ取締役会の承認を要するものとし、(この結果、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分または縮減の検討を行うもの)といたします。
- (2) 関連当事者取引については、年1回取締役会においてその内容を報告するものといたします。
- (3) 関連当事者取引については、その手続きに関するガイドライン(参考書類②)を策定しており、当該ガイドラインを遵守することによってこれを適切に監視いたします。

第2章 ステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、すべてのステークホルダー(環境、お客様、当社グループで働くすべての人、加盟店、地域社会、行政、取引先、株主)に提供した価値の総和こそが企業価値であるとの基本的な考えに基づき、堅実な成長と中長期的な企業価値向上のために、適切な協働に努めてまいります。

1. 経営理念および行動規範

- (1) 当社グループは、自らが担う社会的責任についての考え、およびステークホルダーに対する考えを表した「経営理念」、「創業の心」、「基本方針」および「経営ビジョン」を当社グループの共通の価値観とし、これらによって構成される理念体系に基づき、当社グループとそのフランチャイジーが事業活動を行うに当たっての普遍的価値として「モスグループ行動規範」を定めています。(上記内容については当社の公

式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。)

「経営理念」、「創業の心」、「基本方針」および「経営ビジョン」

<https://www.mos.co.jp/company/outline/philosophy/>

モスグループ行動規範

<https://www.mos.co.jp/company/csr/management/standard/>

(2) 当社グループで働く一人ひとり、それぞれの職場で、また、日常業務の中で自主的に、積極的にこれを実践してまいります。

(3) 当社グループでは毎年4月6日を「よむ（読む）日」と定め、「経営理念」を再確認する一環として「モスグループ行動規範」の読み合わせの機会を全社的に設けております。

2. サステナビリティへの取り組み

当社グループは、経営理念を実現するために、社会とのよりよい適合を図りながら、ともに持続的に発展していくための経営を推進してまいります。その活動等について「モスレポート」としてとりまとめ毎年公表しております。

上記の詳細な内容については当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。

サステナビリティ経営の考え方

<https://www.mos.co.jp/company/csr/management/plan/>

環境マネジメントシステム

<https://www.mos.co.jp/company/csr/environment/system/>

お客様とともに

<https://www.mos.co.jp/company/csr/society/relation/>

モスレポート

<https://www.mos.co.jp/company/csr/report/>

3. 多様性の確保

当社グループは、性別、国籍等にとらわれない公平な競争を当社グループで働くすべての人に保証することが重要であると考えております。女性の活躍促進のため「女性の活躍促進ガイドライン」を策定し、女性が働きやすい環境の整備に努めております。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行に伴い、「管理職（課長級（SL））以上に占める女性割合を25%以上にする」等行動計画を策定し、厚生労働省HP内の「女性の活躍推進企業データベース」内に開示いたしました。

また、海外でモスバーガー事業を展開している現地法人からの国際感覚豊富な人材の登用や、株式会社モスシャイン（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社）における障がい者雇用を促進することにも努めてまいります。

4. 内部通報制度

当社グループおよびフランチャイズチェーン内の不正行為等の防止およびその早期発見と是正を図ることを目的に内部通報制度「モスヘルプライン」を常設し、周知・運営しています。内部窓口（当社内事務局）と社外窓口（社外弁護士）を設置し、内部通報の対応内容はリスク・コンプライアンス委員会に報告することにより、通報者からの信

頼性を向上させ、内部通報の促進をはかる運用としています。また、通報者が不利益な取り扱いを受けないことを社内規定に定めております。

5. 企業年金

当社グループは、外食産業ジェフ厚生年金基金において企業年金の積立金の運用を行っております。基金の組織運営および年金資産運用状況について定期的に情報収集を行い、従業員の安定的な資産形成等に向けて適切に対処しております。また、積立金の運用については年金基金の自主性を尊重し、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するため、「IRポリシー」を別途定めており、非財務情報を含む会社情報について、法令に基づく開示を適切に行うだけでなく、法令に基づく開示以外の情報についても公正、詳細、かつ平易な方法によって提供し企業経営の透明性の確保に努めてまいります。（「IRポリシー」は当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。）

<https://www.mos.co.jp/company/ir/policy/>

1. 情報開示の充実

(1) 当社は、法令に基づく開示以外のものとしては次のものを発行・開示しております。

「モスレポート」：第2章の2を参照。

「モスの株主通信」：株主および投資家に対して、年2回発行

「MOS REPORT」：海外投資家に向けて、年1回発行

「月次情報」：国内モスバーガー店舗の既存店および全店の売上高に関する情報を月次で更新。

「モスの株主通信」等のIR情報は、当社の公式ホームページにおいて公開しておりますので、ご参照ください。）

<https://www.mos.co.jp/company/ir/>

(2) 当社は、会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画について、公式ホームページにて「経営情報」として公開しております。

https://www.mos.co.jp/company/ir/business_policy/kadai/

(3) 取締役の報酬の決定方針ならびに手続きについては次の通りとなります。

①基本方針：当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

②基本報酬：当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、取締役基本報酬と代表取締役報酬とその他手当から構成され、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、任意の諮問機関である独立役員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

③業績連動報酬ならびに非金銭報酬：業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については、業績等によって変動する役員報酬、役員賞与および業績連動型株式報酬から構成されております。業績連動報酬に係る指標は、公表された業績予想の連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益等の定量面と業務マネジメント等の定性面を併せて用いております。当該指標を選択した理由は、当期の業績目標に対する達成度及び中長期的な企業価値の向上の実現を評価する指標として適切であると判断したためであります。

④種類別の報酬割合：業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、任意の諮問機関である独立役員会の答申を踏まえ、取締役会は個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

⑤任意の諮問機関である独立役員会：独立役員会は、独立社外取締役と独立社外監査役をもって構成されております。独立役員会は、任意の指名・報酬委員会として、取締役の業績報酬に関する事項等について、取締役社長の諮問に応じ答申します。取締役会の報酬等の額の決定過程においては、取締役社長が自身を含めた全取締役に対して業績指標に基づく評価を行い、それを独立役員会へ諮問し、そこからの答申を受けた上で、取締役会で決議しております。

- (4) 取締役候補者および監査役候補者については、性別や年齢、国籍の区別なく、選任基準を踏まえ、適切に選任しております。独立役員候補者については、会社法上の要件に加え、当社の独立性判断基準（参考書類③）を充足する者を選任いたします。

上記候補者の選任は、取締役社長が推薦し、取締役会の決議によって行います。候補者の推薦においては、取締役社長は独立役員会に諮問し、その答申を受けてこれを行うこととします。ただし、監査役候補者を提案するには、監査役会の同意を得ることとします。

上記選任にあたっては、取締役会が、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成され、各取締役が取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう体制になることが重要と考えております。

また、監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者が、1名以上選任されるものとします。

- (5) 取締役および監査役の解任提案については、解任基準を踏まえ、取締役会にて決定いたします。
- (6) 最高経営責任者（CEO）の選解任については「最高経営責任者の選任等のガイドライン」を作成し、客観性・適時性・透明性ある手続きを確保しております。
- (7) 取締役および監査役候補者についての個々の指名の説明は、定時株主総会の招集通知の参考書類においてこれを開示いたします。また、解任がおこなわれた場合、適時開示により説明をおこないます。
- (8) 外国人名義等の株式の議決権割合が一定の割合を上回った場合は、前記（1）記載の海外投資家向けの「MOS REPORT」に加え、本基本方針およびガバナンス報告書の英訳を作成しこれらの情報を提供する等、英語による情報開示を推進するものとします。

2. 外部会計監査人

- (1) 当社グループは、海外にも数多くの関係会社があり、多くの国や地域のメンバーファームとのネットワークを有し高品質な監査の実施が可能な監査法人を、会計監査人として選定することを基本方針としております。
- (2) 監査役会は、会計監査人の選定および評価に関するガイドラインを策定し、当該ガイドラインに従って会計監査人の候補者を適切に選定し、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているかどうかも含めて適切に評価しております。
- (3) 当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、会計監査人による監査についての十分な監査時間、会計監査人と担当取締役および代表取締役社長とのアクセスルート、並びに監査役、監査室および社外独立取締役との連携を確保し、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合、または不備もしくは問題点を指摘した場合の対応体制についてもこれを確立しております。

第4章 取締役会等の責務

当社グループは、創業以来の「オンリーワン企業」としての個性になお一層磨きをかけ、世界に唯一無二のフランチャイズチェーンとして独自性を放つことを目標としております。そして、このことこそが、中長期的な企業価値・株主価値の向上、ひいては株主を含むステークホルダーに対する取締役会としての受託者責任を果たすことにつながる、という基本的な考えに基づき、取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことと、取締役に対する実効性の高い監督を行うことの両立に取り組んでまいります。

1. 取締役会の役割・責務

- (1) 取締役会は、当社の経営の意思決定機関として法令または定款に定める事項のほか、経営方針、経営目標、経営戦略、その他経営全般にわたる基本的事項、並びに業務執行上の重要事項について審議決定します。
- (2) 取締役会から取締役に対して業務執行に関する委任を行うにあたっては、営業投資等の積極案件に関する権限についてはこれを幅広く、他方、除却、減損処理等に関する権限についてはこれを限定的にすることによって、マネジメント機能とモニタリング機能のバランスを適切に図っています。
- (3) 当社の取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメント（約束）の一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うとともに、その進捗について、株主総会、決算説明会等、適時適切な機会に報告いたします。
- (4) 取締役会は、将来にわたる当社グループの経営に責任を持ち、将来の最高経営責任者の後継者の育成計画（以下、後継者育成計画といいます）について、その進捗も含めて情報を共有しています。
- (5) 当社では、取締役（社外取締役を除く）に対し、中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて自社株を交付する業績連動型株式報酬制度を導入しております。
- (6) 取締役会において、各取締役は積極的に発言し、建設的な議論を行うこととします。
- (7) 取締役会の運営においては、次のとおり審議の活性化を図ってまいります。
 - ①取締役会の付議議案について、原則として事前に資料配布を行う。
 - ②取締役会の事務局として、経営企画本部は、取締役会及び監査役に対し必要な情報

提供を行う。

③取締役会の開催スケジュールや予想される付議議案について、あらかじめ決定しておく。

④取締役会の付議議案数や開催頻度、審議時間について、適切に設定する。

2. 監査役および監査役会の役割・責務

- (1) 監査役に対する報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制については、「内部統制システムの整備に関する基本方針」において開示しております。
- (2) 監査役は、経営陣から独立した客観的な立場から取締役及び執行役員意思決定並びに執行についての監査を行います。
- (3) 監査役会は、会計監査人の選定および評価に関するガイドラインを策定し、当該ガイドラインに従って会計監査人を適切に選定し、会計監査人の選解任等に関する株主総会への提出議案の内容を決定します。
- (4) 監査役会は、社外取締役が独立性を確保した上で円滑に情報収集できるよう、社外取締役との十分な連携をはかるものとします。
- (5) 監査役会は、内部監査部門をはじめとした社内各部署との連携を確保し、適正に監査するために必要かつ十分な情報収集を行います。

3. 独立社外取締役の役割・責務

- (1) 当社では、社外独立取締役による助言や監督は経営に有用であると認識しており、現在、その割合は3分の1となっております。
- (2) 独立役員に会社情報を適時適切に提供できるよう、独立役員会に事務局を置き、事務局は社内の調整、連絡業務を行います。
- (3) 独立役員会は、必要に応じて弁護士、会計士等の当社から独立した社外の専門家を、独自に当社の費用により利用することができます。
- (4) 前二項のほか、独立役員会の運営に関する事項については、ガイドラインを策定し、独立した客観的立場に基づく情報交換や認識共有ができる体制を整備しております。
- (5) 中期経営計画を迅速・果断に推進するためには、独立役員の役割、その割合を含めた、どのようなガバナンスの仕組みが必要なのか、取締役会や監査役制度等、最適な機関設計はどうあるべきかについての議論（監査等委員会への移行も含む）を継続してまいります。

4. 役員の兼任

- (1) 取締役および監査役の他の会社の役員の兼任については、当社では、重要な兼職に含まれないすべての兼任を取締役会の承認事項としており、当社の取締役および監査役として、その役割および責務を果たすために必要な時間および労力を振り向けることができるかどうか、という点を取締役会において確認しております。
- (2) 独立役員については、原則として、当社以外に3社を超えて他の会社の役員を兼任しないものとしております。ただし、これを超える場合には、そのリスクについて取締役会で検討し、問題がないと判断される場合は兼任を了承する旨の決議を行うものとします。
- (3) 前二項により承認したすべての兼任状況について開示いたします。

5. 取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会は、取締役会の実効性を高めるために、毎年、すべての取締役・監査役による自己評価を実施し、取締役会で分析・評価を審議したうえで、その結果の概要を開示いたします。

6. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

- (1) 当社は、取締役および監査役がその役割と責務を適切に果たすために必要とされるトレーニングの機会を提供いたします。
- (2) 社内取締役および社内監査役については、就任時に法的責任、コーポレートガバナンス、リスクマネジメント等に関する研修の機会を提供いたします。また、就任後はそれぞれの責務や能力、経験等に合わせたトレーニングの機会の提供・支援を行ってまいります。
- (3) 独立役員については、就任時に社内情報（経営理念、企業文化、事業内容、財務、組織等）および業界情報等のガイダンスを実施し、継続的な情報のアップデートも行っております。
- (4) その他、重要な法改正等があった場合は、社内外の講師による役員勉強会を随時開催しております。

第5章 株主との対話

当社グループは、株主および投資家（以下、本章においては株主等といたします）との対話の目的をモスの真の価値を理解してくださる協力者、支援者を作っていくことととらえ、「株主＝ファン＝お客様」を実現するためと、当社グループの堅実な成長と企業価値の向上のために、中長期的な株主利益と合致する投資方針を有する株主とのオープンで建設的なコミュニケーションを効果的に行ってまいります。なお、対話の実施に当たっては、株主間において実質的な情報格差が生じないように、十分留意するとともに、インサイダー取引の防止に関する社規によって情報の管理を徹底しております。

1. 株主との建設的な対話に関する方針

- (1) 株主等向けのIR活動については、広報IRSDGsグループが担当しており、これを社長室、経営企画本部および経営サポート本部（以下、本章においてはこれらの部門を担当部門と総称します）が連携して補佐する体制を整備しております。
- (2) 担当部門は適切な連携を維持するため、四半期毎に定例会議を開催し情報の共有化を図っています。
- (3) 株主等との対話については、株主等の面談の主な関心事項を踏まえたうえで、当社の業務分掌職務権限基準に基づき適切な者が行います。
- (4) 当社グループは、決算説明会、株主向けIR説明会および個人投資家向けIR説明会等を開催しており、これらの説明会には取締役社長をはじめとする取締役および執行役員のほか、部門長も積極的に参加し、株主等との対話の手段の充実に取り組んでいます。
- (5) 株主等の意見、関心または懸念事項や提起された課題等について定期的、かつ重要なものは適時に取締役会において報告するものとします。
- (6) 定期的に当社の株主構造の把握を行うとともに、信託銀行名義等の議決権比率に鑑

み、必要があると判断した場合には実質株主の判明調査等を実施します。

2015年10月26日 制定

2015年11月6日 発効

2016年7月7日 改正

2017年7月7日 改正

2017年11月27日 改正

2018年11月26日 改正

2019年6月24日 改正

2020年6月29日 改正

2021年6月28日 改正

2023年6月26日 改正

以 上

参考書類① 株式の政策保有に関するガイドライン（抜粋）

議決権行使の基本方針および基準

- (1) 当社は、企業の経営方針および経営判断は株主の意向のみを反映するものではなく、ステークホルダーとの利害の調整を踏まえて決定されるものであるとの考えに基づき、保有先企業が反社会的行為を行っておらず、かつ株主利益を軽視していないと認められる場合は、保有先企業の経営陣による経営判断を尊重することを、政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針とする。
- (2) 当社は、経営陣に対する反対意見の表明または対抗議案の提案等による保有先企業の経営への積極的な関与よりも、対話を重視し、様々な接点を通じて当社および保有先企業の株主価値の維持およびその向上を図るものとする。
- (3) 当社は、第1項の基本方針に基づき次に掲げる基準に従って、原則としてすべての議案に対し議決権を行使する。
 - ①当社の政策保有方針との整合性において懸念がないと判断できる議案については、保有先企業の経営方針および経営判断を尊重し、賛成として議決権を行使する。
 - ②前号にいう懸念が認められる場合または株主価値の維持および向上の観点から重要と判断される議案については、保有先企業の中長期の経営方針、コーポレートガバナンスの基本方針および第2項による対話の内容等も踏まえたうえで個別に賛否を判断する。
 - ③保有先企業またはその役員等による重大なコンプライアンス違反または反社会的行為等の不祥事が発生し、株主価値が大きく損ずるおそれがあると認められる場合においては、個別に対話を行う等十分に情報を収集したうえで、それらに関連する議案の賛否を判断する。
- (4) 議決権の行使については、関係部署と協議のうえ、職務分掌権限基準に基づく決裁者がこれを行使し、その結果についてこれを取締役会に報告する。

参考書類② 関連当事者取引ガイドライン（抜粋）

関連当事者取引に係る手続

- (1) 関連当事者取引のうち、重要な取引については取締役会において当該取引につき重要な事実を報告し、その承認を得なければならない。
- (2) 重要性の判定は、関連当事者取引の開示に関する基準を準用するものとする。
- (3) 期末日後速やかに取締役および監査役に対して関連当事者に係る質問書を送付し、当該期中における関連当事者取引の有無およびその内容について回答を得るものとする。
- (4) 質問書の回答内容も含め、当該期中における関連当事者取引のすべてについて取締役会に報告し、そのうち重要な取引についてはもれなく取締役会の承認が付され、かつ、適切に開示されていることを確認する。

社外役員の独立性判断基準

(1) 本ガイドラインにおける独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者で、かつ次に掲げる各号のいずれにも該当しない者をいう。

- ①当社またはその関係会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人（以下、業務執行者という）、またはその就任前10年間に於いて当社もしくはその関係会社の業務執行者であった者
- ②当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主、またはそれが法人、団体等（以下、法人等という）である場合の業務執行者である者
- ③当社またはその関係会社と重要な取引関係（注）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
- ④当社またはその関係会社の弁護士、コンサルタント等として、当社の役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬、その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人等である場合、連結売上高2%以上を当社またはその関係会社からの受け取りが占める当該法人等の業務執行者である者
- ⑤当社またはその関係会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
- ⑥当社またはその関係会社から、過去3年平均にて年間1,000万円または年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人等の業務執行者である者
- ⑦第2号ないし第6号について過去5年間に於いて該当する者
- ⑧配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族が上記第1号ないし第6号のいずれかに該当する者
- ⑨当社またはその関係会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者
- ⑩社外役員としての在任期間が通算で8年を経過している者
- ⑪その他、当社の一般株主全体との間で上記第1号ないし第10号において考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

（注）重要な取引関係とは、以下に掲げるいずれかに該当する取引等をいう。

- ア) 通常の商取引は当社または取引先の連結総売上高の2%以上
- イ) 当社またその関係会社の主要な借入先

(2) 前項に該当する者であっても、その独立性について総合的に判断し独立社外役員として相応しい者と認められる場合は、取締役会は独立社外役員の候補者として選定することができる。その場合においては、独立社外役員として相応しい判断した理由等について当該取締役会において説明を行うものとする。

以 上